平成３０年（フ）第１３０号
栃木県宇都宮市上大曽町489番地５　エクセルハイツ大曽503
債務者　横山　広孝
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４８号
栃木県宇都宮市江曽島町1255番地４、前住所群馬県太田市由良町723番地２　カズハイツ105号
債務者　岡部　　誠
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１５３号
栃木県宇都宮市上戸祭４－９－11　Ｃｅｎｔｕｒｙ上戸祭204、住民票上の住所栃木県芳賀郡益子町大字小泉751番地８
債務者　佐々木章江（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１６０号
栃木県宇都宮市中戸祭町854番地７　グリーンシティー戸祭Ｄ－102、前住所栃木県下野市笹原142番地20
債務者　矢野　　浩
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１６１号
栃木県宇都宮市中戸祭町854番地７　グリーンシティー戸祭Ｄ－102、前住所栃木県下野市笹原142番地20
債務者　矢野　弘子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１６９号
栃木県宇都宮市大寛２丁目１番24号　レジデンス大寛103
債務者　塚本　郁子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１７９号
栃木県宇都宮市御幸本町4871番地88　サンシティ御幸本町103号室
債務者　柴　　利夫
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５０１号
東京都八王子市打越町2007番地１トラスティア北野601号
債務者　山内　幸子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１１号
長崎県松浦市今福町東免2406番地、従前の住所香川県高松市松島町２丁目５番27―504号
債務者　宮本　英二（旧姓山村）
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午後１時30分
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
長崎県松浦市今福町東免2406番地、従前の住所長崎県佐世保市上相浦町11番13号
債務者　宮本　圭子（旧姓野上）
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午後１時30分
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成３０年（フ）第５６１号
東京都日野市程久保650番地高幡台団地59―301
債務者　歌田千枝実
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６１４号
東京都府中市紅葉丘３丁目９番地の14ニューシティハイツ101
債務者　山本　那子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第８１９号
横浜市南区浦舟町１丁目16番地１　パーク・ノヴァ横浜阪東橋705
債務者　堀井　一政
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９１３号
横浜市瀬谷区阿久和東４丁目34番地７　レオパレスアクア　105号
債務者　出雲　吉晃
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３２号
長崎県雲仙市吾妻町永中名953番地
債務者　山口　千秋
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係